

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
3月30日  
(火曜日)

## 目次

- 規則
  - 山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課).....一
  - 山口県国際総合センター規則の一部を改正する規則(新産業振興課).....二
  - 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(農林水産政策課).....二
  - 下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(農林水産政策課).....二
- 告示
  - 歳入の収納の事務の委託(文化振興課).....二
  - 保安林予定森林(阿武町)(森林整備課).....二
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....三
  - 通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定(道路整備課).....三
  - 通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路の指定(道路整備課).....四
  - 美祿都市計画下水道事業の認可(都市計画課).....四
  - 下関北都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....四
  - 周南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....四
  - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....五
  - 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....五
- 公告
  - 山口県保健医療計画の変更(医療政策課).....六
  - 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定(新産業振興課).....六
  - 基本測量の実施(監理課).....六
  - 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課).....六
  - 山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....七
  - 港湾施設に係る指定管理者の指定(港湾課).....七
- 公安委規則
  - 山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....一〇

○公安委告示  
 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正(二件).....一一

○漁管委告示  
 漁業法第二百十條第一項及び第七十一條第四項の規定による指示.....一二



山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第四十二号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二条第二十八号」を「第二条第三十一号」に改める。

別表第二の一の表四の項第一号ホ中「施設にあつては」の下に「小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)(以下「公立小学校等」という。)(及び」を加え、同表十四の項第二号イ及びホ(8)中「施設」の下に「公立小学校等及び」を加える。

別表第四の一の項イ(1)中「もの」の下に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の山口県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に工事に着手する公共的施設の新築等について適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。

山口県国際総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十三号

山口県国際総合センター規則の一部を改正する規則

山口県国際総合センター規則（平成八年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二の項」の下に「及び三の項」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十四号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例（令和二年山口県条例第十二号）附則第三号に掲げる改正規定の施行期日は、令和三年四月一日とする。

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十五号

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

下関漁港地方卸売市場条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、

同条に第一号として次の一号を加える。

一 製氷施設

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。



山口県告示第九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 委託に係る取扱歳入金の種類

美術館における美術品等の観覧料

美術館における図録等の売払代金

二 委託を受けた者の名称及び所在地

サントリーパブリシティサービスグループ

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

三 委託の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

山口県告示第一百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

阿武郡阿武町大字宇田字友谷九三一、九三一の一、九三二、九三三、字三百一〇六

九六の一、一〇六九六の一八、一〇六九六の一九、一〇六九六の二二、字水穴一〇六

九九の一、一〇六九九の二、一〇六九九の四から一〇六九九の一〇まで、一一三八九

の二、字葛籠石ヶ迫一〇七〇七の二、字牛落一〇七三六の一から一〇七三六の五まで、一〇七四九の二、一〇七四九の七、字仏坂一〇七五〇の一、一〇七五〇の二、一〇七五〇の四、一〇七五〇の五、字石ヶ迫一〇七七一の九、一〇七七一の二五、一〇七七一の二七、一〇七七一の三三、一一三八八、字南方一〇八四五の一、一〇八四五の三、字稗畑一八三五、一八三六、一一五五三、字神外一〇八七五の二、一〇八七五の八、一〇八七五の一〇、一〇八七五の一、字樋ノ口一〇九三二の一、字大松一〇九三五の一、字引明一〇九三六の一、一〇九三八、字白戸一〇九三七の一、一〇九三七の二、一〇九三七の四、一〇九三七の九、一〇九三七の一、一〇九三七の一三、一〇九三七の一五、字志田尾一〇九三七の六、一〇九三七の七、字大松北平一〇九五四の二から一〇九五四の四まで、一〇九五四の六、字南迫一〇九五四の八、一〇九五四の九、字火ノ平一〇九五五、字神宮一〇九五五の一

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 萩篠生線  
道路の区域

区	間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
萩市大字椿東字船津二四二四地先から 同市同大字字松本市二二八〇の一八 地先まで	最狭 二二・二	最狭 二九・七	六七〇・〇	六七〇・〇	
	最広 二七・二	最広 二七・二			

山口県告示第百十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	区	間	指定の期日
県道 岩国玖珂線	岩国市牛野谷町三丁目八四八の一	地先から同市牛野谷町一丁目一〇二〇の一	令和三年四月一日
県道 岩国錦帯橋空港線	岩国市三笠町一丁目八一の一	地先から同市昭和町三丁目五の一	
県道 南岩国停車場磯崎線	岩国市門前町三丁目三八七九の一	地先から同市門前町三丁目一〇三八八の三	
県道 給島榑ヶ浜停車場線	周南市大字粟屋字開作南八〇六の三	地先から同市大字久米字院内三九七三の一	
県道 中ノ関港線	防府市大字植松字正村三〇二の一	地先から同市大字大崎字浜田一八一六の一	
県道 下松新南陽線	周南市川手二丁目七〇の四	地先から同市大字富田字文ノ水二六八〇の二	
県道 妻崎開作小野田線	山陽小野田市赤崎一丁目七五五の二	地先から同市港町六二八九の七八	
県道 徳山下松線	周南市横浜町八の二	地先から同市大字久米字院内三九七三の一	

山口県告示第百十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指定の期日
県道 宇部船木線	宇部市大字妻崎開作字妻拾三拾四ノろ一一四の三地先から同市西字部南三丁目一三四七の三地先まで	令和三年四月二日
県道 宇部停車場線	宇部市西字部南四丁目一八二の一地先から同市大字吉見字田中一七九八の一〇地先まで	

山口県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、美祿都市計画下水道事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称  
美祿市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
美祿都市計画下水道事業美祿市公共下水道（秋吉広谷処理区）
- 三 事業施行期間  
令和三年三月三十日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
美祿市秋芳町秋吉

山口県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関北都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称  
下関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
下関北都市計画下水道事業下関市公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成六年二月十四日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地  
下関市豊浦町大字川棚、豊浦町大字小串及び豊浦町大字吉永

山口県告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称  
下松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画下水道事業下松市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和四十六年十月二十九日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
下松市東陽一丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、東陽七丁目、葉山一丁目、葉山二丁目、若宮町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、旗岡一丁目、旗岡二丁目、旗岡三丁目、旗岡四丁目、旗岡五丁目、琴平町一丁目、琴平町二丁目、青柳一丁目、青柳二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、古川町一丁目、古川町二丁目、古川町三丁目、古川町四丁目、北斗町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、東柳一丁目、東柳二丁目、西柳一丁目、西柳二丁目、西柳三丁目、中央町、生野屋一丁目、生野屋二丁目、生野屋三丁目、生野屋四丁目、生野屋五丁目、生野屋南一丁目、生野屋南二丁目、生野屋南三丁目、生野屋西一丁目、生野屋西二丁目、生野屋西三丁目、生野屋西四丁目、南花岡一丁目、南花岡二丁目

目、南花岡三丁目、南花岡四丁目、南花岡五丁目、南花岡六丁目、南花岡七丁目、美里町一丁目、美里町二丁目、美里町三丁目、美里町四丁目、清瀬町一丁目、清瀬町二丁目、清瀬町三丁目、清瀬町四丁目、望町一丁目、望町二丁目、望町三丁目、望町四丁目、望町五丁目、瑞穂町一丁目、瑞穂町二丁目、瑞穂町三丁目、瑞穂町四丁目、潮音町一丁目、潮音町二丁目、潮音町三丁目、潮音町四丁目、潮音町五丁目、潮音町六丁目、潮音町七丁目、潮音町八丁目、桃山町、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、桜町三丁目、藤光町一丁目、藤光町二丁目、楠木町一丁目、楠木町二丁目、駅南一丁目、駅南二丁目、新川一丁目、新川二丁目、新川三丁目、新川四丁目、中市一丁目、中市二丁目、せせらぎ町一丁目、せせらぎ町二丁目、せせらぎ町三丁目、西市一丁目、西市二丁目、西市三丁目、中島町一丁目、中島町二丁目、大字切山、大字山田、大字生野屋、大字河内、大字末武上、大字末武下、大字西豊井、大字東豊井、大字末武中、大字平田、大字来巻及び大字瀬戸

山口県告示第百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

下谷(一)(36)、瀬戸(一)(11)、大藤谷(一)(10)、大藤谷(一)(11)、大藤谷(一)(12)、大藤谷(一)(13)、切山(一)(30)、河内(一)(37)、河内(一)(38)、旗岡(一)(5)、東豊井(一)(10)、笠戸島(一)(37)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

馬神(一)(35)、夜市(一)(58)、夜市(一)(59)、夜市(一)(60)、鹿野中(一)(31)、鹿野中(一)(32)、須万(一)(46)、

金峰(一)(54)、金峰(一)(55)、金峰(一)(56)、大道理(一)(63)、大道理(一)(64)、大道理(一)(65)、大道理(一)(66)、長穂(一)(43)、長穂(一)(44)、四熊(一)(54)、四熊(一)(55)、四熊(一)(56)、四熊(一)(57)、四熊(一)(58)、須々万本郷(一)(63)、須々万本郷(一)(64)、須々万本郷(一)(65)、須々万本郷(一)(66)、須々万本郷(一)(67)、中須北(一)(22)、中須北(一)(23)、中須北(一)(24)、中須北(一)(25)、中須南(一)(38)、中須南(一)(39)、戸田(一)(73)、小畑(一)(18)、小畑(一)(19)、小畑(一)(20)、小畑(一)(21)、八代(一)(47)、八代(一)(48)、小松原(一)(39)、孝田町(一)(3)、呼坂(一)(47)、安田(一)(26)

山口県告示第百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

下谷(一)(36)、瀬戸(一)(11)、大藤谷(一)(10)、大藤谷(一)(11)、大藤谷(一)(12)、大藤谷(一)(13)、切山(一)(30)、河内(一)(37)、河内(一)(38)、旗岡(一)(5)、東豊井(一)(10)、笠戸島(一)(37)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

馬神(一)35、夜市(一)58、夜市(一)59、夜市(一)60、鹿野中(一)31、鹿野中(一)32、須万(一)46、金峰(一)54、金峰(一)55、金峰(一)56、大道理(一)63、大道理(一)64、大道理(一)65、大道理(一)66、長穂(一)43、長穂(一)44、四熊(一)54、四熊(一)55、四熊(一)56、四熊(一)57、四熊(一)58、須々万本郷(一)63、須々万本郷(一)64、須々万本郷(一)65、須々万奥(一)33、中須北(一)21、中須北(一)22、中須北(一)23、中須北(一)24、中須北(一)25、中須南(一)38、中須南(一)39、戸田(一)73、小畑(一)18、小畑(一)19、小畑(一)20、小畑(一)21、八代(一)47、八代(一)48、小松原(一)39、孝田町(一)3、呼坂(一)47、安田(一)26

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)



(九三) 山口県保健医療計画の変更

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六の規定により、次のとおり山口県保健医療計画を変更しました。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 計画の内容

縦覧に供する変更後の山口県保健医療計画書のとおり

二 縦覧の場所

山口県健康福祉部医療政策課及び各保健所

(九四) 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定

山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号。以下「条例」という。)

第九条第一項の規定により、山口県国際総合センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県国際総合センター 下関市豊前田町三丁目三番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第四条の許可をすること。

(三) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(四) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(九五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(国土広域情報修正)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(九六) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の

規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	路線名	区	間
県道	萩篠生線	萩市大字椿東字無田口二六八七地先から 同市同大字松本市二二八〇の一八地先まで	

(九七) 山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和三年四月二十日（火曜日）午後二時

二 開催の場所

山口市亀山町二番一号  
山口市役所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する山口都市計画道路三・四・六桜島大蔵線  
次のとおりとする。

(二) 変更する山口都市計画道路三・五・十六太刀売上堅小路線  
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和三年四月十三日（火曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇二）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

山口市神田町六番一〇号

防府土木建築事務所山口支所

山口市亀山町二番一号

山口市都市整備部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

(九八) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例（昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」という。）第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

岩 国 港	港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
	新港運動公園		岩 国 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

岩国市 岩国市今津町一丁目一四番五一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（知事が定める港湾施設（以下「指定港湾施設」という。）の使用に係るものに限る。（四）及び（五）において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

室津港	室津浮棧橋、室津物揚場、室津臨港道路及び室津緑地	上関町
-----	--------------------------	-----

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

上関町 熊毛郡上関町大字長島五〇三番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。（四）及び（五）において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

平生港	水場B導流堤、水場C導流堤、水場E護岸、水場F護岸、水場G護岸、水場A物揚場、水場B物揚場、水場C物揚場、水場D物揚場、水場E物揚場、水場臨港道路及び水場緑地	平生町
-----	---	-----

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

平生町 熊毛郡平生町大字平生町二〇番地の一

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。（四）及び（五）において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
-------	---------	---------



徳山下松港	はなぐり緑地護岸、下松埠頭公園、笠戸島緑地公園、中間緑地公園、海上遊歩道及び釣突堤	下松市
-------	---	-----

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。
  - (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
  - (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受領すること。
  - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
  - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	榑ヶ浜防波堤A、榑ヶ浜防波堤B、晴海護岸、榑ヶ浜護岸A、榑ヶ浜護岸B、榑ヶ浜浮橋、榑ヶ浜揚場、榑ヶ浜物揚場、榑ヶ浜道路、晴海野積場の一部、榑ヶ浜野積場、晴海A緑地及び晴海B緑地	周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
周南市 周南市岐山通一丁目一番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）

を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受領すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間  
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
三田尻港	築地東胸壁、築地一号浮橋及び築地二号浮橋の各一部、照明設備、三田尻緑地A、三田尻緑地B並びに三田尻緑地C	防府市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
防府市 防府市寿町七番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。
  - (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
  - (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受領すること。
  - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
  - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
萩港	浜崎三号防波堤、浜崎防波護岸の一部、浜崎物揚場、浜崎臨港道路、浜崎荷さばき地、浜崎可動橋、濁港二号緑地及び濁港四号緑地	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。
  - (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
  - (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受領すること。
  - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
  - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
萩港	濁港係船浮標、濁港物揚場A、濁港野積場A、濁港給水栓、濁港給油所、濁港船舶保管施設、濁港船舶上下架施設、濁港テニス場、濁港テニス場管理棟及び濁港テニス場電気室	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社マリーナ萩 萩市大字椿東六〇八〇番地の六

- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。
  - (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
  - (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受領すること。
  - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
  - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項第四号ロ中「イ」の下に「から二まで」を加え、同号中ロをホとし、イの次に次のように加える。

ロ 医師若しくは歯科医師の往診又は看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が行う療養上の世話若しくは必要な診療の補助のため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両にあつては、用務先に近接する場所

ハ 介護保険法（平成十九年法律第二百二十三号）に規定する訪問介護、訪問入浴介護等のサービスを提供するため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両（口に掲げるものを除く。）にあつては、用務先に近接する場所

ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する居宅介護、重度訪問介護等のサービスを提供するため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両（口に掲げるものを除く。）にあつては、用務先に近接する場所

別表三の項小郡三隅線に関する部分の次に次のように加える。

宇部船木線	宇部市大字妻崎開作字妻拾三拾四ノろ一一四の三地从先から同市西宇部南三丁目一三三七の三地从先まで
-------	---

別表三の項小野田山陽線に関する部分の次に次のように加える。

岩国錦帯橋空港線	岩国市旭町一丁目七〇二の六地从先から同市旭町二丁目二七〇八の三地从先まで
	岩国市昭和町三丁目七の二三地从先から同町二一七七の三地从先まで

別表三の項新山口停車場長谷線に関する部分の次に次のように加える。

宇部停車場線	宇部市西宇部南四丁目一八二の二一地从先から同市大字吉見字田中一七九八の一〇地从先まで
--------	--

別表四の項汐入・山の田線に関する部分の次に次のように加える。

大和町三号線	下関市大和町二丁目二三の二二地从先から同町二四の二一地从先まで
--------	---------------------------------

別表四の項彦島追町二〇号線に関する部分の次に次のように加える。

彦島本村町三三六号線	下関市大和町二丁目二二の三地从先から同町二八の三地从先まで
------------	-------------------------------

別表九の項昭和町一号线に関する部分中「二二五の六」を「七の二一」に改め、同項旭町一九号線に関する部分中「七〇二の六」を「六六五の七」に、「同町六八〇の四」を「同市川下町三丁目三九八の一」に改め、同項旭町二〇号線に関する部分及び旭町二四号線に関する部分を削る。

別表十の項岡田原築港線に関する部分の次に次のように加える。

環状線	周南市野村二丁目四六一の六地从先から同町四七五の二一地从先まで
宮ノ前線	周南市中央町七の二一地从先から同市古泉一丁目一〇九八の三地从先まで
東町・塩田線	周南市福川南町二五七三の二五五地从先から同町二五七三の三〇地从先まで

別表十一の項細江臨港道路に関する部分中「同市竹崎町四丁目一の六二」を「同町一の四七」に改め、同部分の次に次のように加える。

東大和町臨港道路	下関市東大和町一丁目一の四九地从先から同市東大和町二丁目二七の二二地从先まで
運河沿臨港道路	下関市東大和町二丁目三八地从先から同市大和町二丁目二八の三地从先まで

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第三号様式（その一）中「㊦」を削り、同様式（その一）の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同様式（その二）中「㊦」を削り、同様式（その二）の注中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。

別記第四号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第五号様式の七の表、別記第五号様式の八から別記第六号様式まで、別記第七号様式の二、別記第九号様式の表、別記第九号様式の二の表、別記第十号様式、別記第十八号様式の二、別記第十九号様式、別記第二十一号様式の二、別記第二十二号様式及び別記第二十四号様式中「㊦」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### 山口県公安委員会告示第九号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

山口県公安委員会

表山口県岩国警察署の部麻里布交番の項所管区の欄中「麻里布町七丁目」の下に「川口町一丁目、川口町二丁目、三笠町一丁目、三笠町二丁目、三笠町三丁目、元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、元町四丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、飯田町一丁目、飯田町二丁目、飯田町三丁目、桂町一丁目、桂町二丁目、日の出町」を加え、同部東交番の項を削り、同部岩国西幹部交番の項所管区の欄中「周東町明見谷」の下に「、周東町瀬越、周東町三瀬川、周東町上須通(字梅ノ木に限る。)、周東町樋余地」を加え、同部川越警察官駐在所の項を削り、同部米川警察官駐在所の項所管区の欄中「川越警察官駐在所」を「岩国西幹部交番」に改め、同表山口県防府警察署の部華城交番の項を削り、同部中関交番の項所管区の欄中「大字浜方、大字田島」を「桑山一丁目、桑山二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、仁井令町、東仁井令町、清水町、華園町、伊佐江町、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、華城中央一丁目、華城中央二丁目、大字浜方、大字田島、大字仁井令、大字植松、大字伊佐江、大字西浦」に改め、同部西浦警察官駐在所の項を削り、同表山口県山口警察署の部三谷警察官連絡所の項を削り、同表山口県山陽小野田警察署の部小野田駅前交番の項所管区の欄中「共和台」の下に「、青葉台、上の郷」を加え、「(神帆町、高須、平生町、大塚、平和町、横土手及び南平原に限る。)」を削り、同部高泊警察官駐在所の項を削り、同表山口県長府警察署の部前田警察官連絡所の項及び王喜警察官連絡所の項を削る。

山口県公安委員会告示第十号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、令和三年四月五日から施行する。

令和三年三月三十日

山口県公安委員会

表山口県防府警察署の部中関交番の項名称の欄中「中関交番」を「華西中関交番」に改める。



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項及び第七十一條第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年三月三十日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 酒井治己

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい(まごい及びにしきごいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川(佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 樫野川水系に係る河川(一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 厚東川水系に係る河川(厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 壇具川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十一) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十二) 掛淵川水系に係る河川(畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤

から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面  
(三)阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面  
二 指示の有効期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

令和三年三月三十日  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁